
《駐車場業者・駐車場管理者向け》
自動車管理者賠償責任保険
のご案内

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

はじめに

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。当社業務に関しましては、平素格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、企業を取り巻くリスクは複雑化・深刻化・顕在化しており、その対応力強化は企業において重要な課題として急速にクローズアップされています。例えば、グローバル化・高度情報化社会の進展に伴い複雑化するリスクや、大規模災害・事故の発生等に伴い深刻化するリスク、さらに、少子高齢化、地球環境保護への関心の高まりなど、企業が直面するリスクは枚挙にいとまがありません。こうした環境下で企業の決算はあらゆる不慮の事故により脅かされているといっても過言ではありません。

賠償責任リスクについても例外ではありません。企業が成長するに伴い、事業規模の拡大や新規事業への進出によってリスクは増大かつ複雑化します。例えば、大規模な工場または営業施設の新設・保有には、災害発生時における第三者への高額な賠償責任のリスクがあります。また、新たな製品の開発・販売やネットワーク事業等新たなサービス事業への進出は、従来以上に深刻なPLリスクや人格権侵害等の特殊なリスクも伴います。

これらのリスクを適切に処理し、企業の本来活動に注力するためには、損害保険の適切な活用が不可欠です。本提案書では以下に「自動車管理者賠償責任保険」の商品内容をご案内申し上げますので、ご高覧の上、何卒ご採用賜りますようお願い申し上げます。

敬具

目次

- | | |
|---------------------|----------|
| 1. 自動車管理者賠償責任保険とは | P. 4 |
| 2. この保険で対象となる駐車場の範囲 | P. 5 |
| 3. お支払いする保険金 | P. 6~7 |
| 4. ご契約の方法 | P. 8~9 |
| 5. 保険金をお支払いしない主な場合 | P. 10 |
| 6. ご注意いただきたいこと | P. 11~13 |

1. 自動車管理者賠償責任保険とは

貴社がお客さまから受託した自動車※（以下、「自動車」といいます。）を、保管施設内に保管されている間または受託自動車に対して行う業務の遂行の過程として一時的に保管施設外で管理されている間に、滅失、破損、汚損、紛失し、または盗取、詐取されたことにより、貴社が被害自動車について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※ 自動車・原動機付自転車をいいます。

なお、自動車には付属品（ボルト、ナットまたはねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない定着物、自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている装備品）を含みます。

ただし、次の物は対象になりません。

- 燃料、ボディカバーおよび洗車用品
- 通常、装飾品とみなされる物
- 法律、命令、規則、条例等により、自動車に定着または装備することを禁止されている物
- 積載物（積荷や搭乗者の身の回り品を含みます。）

お支払いの対象となる事故例

- お客さまの自動車を駐車場内の別の場所に移動していたところ運転を誤って柱にぶつけてしまった。
- 失火により預かった自動車が燃えてしまった。
- 看板やポール等が倒れて駐車していた自動車に傷がついてしまった。
- 駐車場内に釘や針金が出ていて自動車に傷がついてしまった。
- ゴンドラ（吊り下げ装置）に故障があったため自動車がずり落ちて壊れてしまった。

2. この保険で対象となる駐車場の範囲

次の(1)(2)のいずれかに該当する駐車場がお引受の対象となります。

- (1)他人の自動車の保管を目的とする施設で、かつ、常駐の監視人を置く等明確な管理実態のある駐車場
- (2)駐車場法に規定される「路外駐車場」のうち、次の①～③をすべて満たす駐車場
 - ①自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上である
 - ②都市計画法第4条第2項および第5条に規定する都市計画区域内にある
 - ③その利用について駐車料金を領収する

※月極・年極等の自動車駐車用の場所貸し・スペース貸し駐車場、コインパーキング等は対象となりません。



3. お支払いする保険金（1）

この保険では、次の表に記載された保険金をお支払いします。

「損害防止費用」を除き、事前に当社の同意が必要となりますので、支出を行う前に必ず当社までお問い合わせください。
また、「協力費用」「争訟費用」については、原則として、支払限度額（保険金をお支払いする限度額をいいます。）の適用はありません。

保険金の種類	内容
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき修理費等 ※1 ※2 ※3
損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用
争訟費用 ※4	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

- ※1 被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。
- ※2 損害賠償金の額は、被害自動車が事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額（被害自動車と同一車種、同年式で同じ消耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。）が限度となります。
また、自動車の使用不能に起因する損害賠償金は、盗取・詐取の場合を除き、7ページ記載の「使用不能損害補償特約」がセットされていない場合は対象となりませんのでご注意ください。
- ※3 損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。
- ※4 損害賠償金の額が支払限度額を超過する場合は、支払われる争訟費用は「実際の争訟費用の額×支払限度額÷損害賠償金の額」となります。

3. お支払いする保険金（2）

オプション 使用不能損害補償特約について

この特約をセットすることにより、受託した自動車を滅失、破損、汚損または紛失した場合の被害自動車の使用不能に起因する損害賠償金（代車費用や休業損害）をお支払いします。

- 対象となる損害は、その使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に生じたものに限り、また、被害自動車について正当な権利を有する方が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害は対象になりません。
- この特約によりお支払いする保険金の額は、被害自動車1台につき10万円が限度となります。
- 被害自動車が使用できなくなった最初の日からその日を含めて3日以内に発生した使用不能損害は対象になりません。

4. ご契約の方法（1）

（1）支払限度額を設定していただきます。

受託する自動車の種類や保管可能台数などにより適切と思われる額をお決めいただきますが、設定できる支払限度額に条件がありますので、詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。なお、複数の駐車場を1契約でご契約される場合には、駐車場ごとに支払限度額を設定いただきます。

<支払限度額の設定例>

基本契約（使用不能損害補償特約以外） 支払限度額 1 事故1,500万円・保険期間中1,500万円

使用不能損害補償特約（オプション） 支払限度額 1 事故 230万円・保険期間中230万円

- ・基本契約、使用不能損害補償特約とも、1事故あたりの支払限度額と保険期間中の支払限度額を同額で設定します。
- ・使用不能損害補償特約の支払限度額は、基本契約の支払限度額と別枠で、基本契約の支払限度額の15%で設定します。

（保険期間中限度額が1,000万円以下の場合は1万円位で四捨五入して10万円単位、1,000万円を超える場合は10万円単位で四捨五入して100万円単位とします。ただし、7,500万円を上限とします。）

損害賠償金の額が1事故あたりの支払限度額を超えた場合には、その超えた金額についてはお客さまのご負担となります。また、保険期間中の支払限度額は必ず設定いただきますが、保険期間中に損害賠償金、損害防止費用、権利保全行使費用をお支払いした場合には、お支払いした金額につき保険期間中の支払限度額が減少していきますのでご注意ください。

（2）免責金額を設定していただきます。

1事故あたりの免責金額をあらかじめお決めいただきます。通常は1事故あたりの免責金額を50,000円で設定させていただきますが、ご希望によりこれを変更することができますので、詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

（使用不能損害補償特約については免責金額はありませんが、「3. お支払いする保険金（2）」（7ページ）に記載のとおり、3日間の対象とならない期間がありますのでご注意ください。）

（3）保険期間について

1年間となります。

1年間以外の保険期間をご希望される場合には、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

（4）保険料について

最高保管台数、駐車場の面積、支払限度額、免責金額、使用不能損害補償特約のセットの有無、過去の事故発生状況などの条件に基づき、個別に算出いたします。

（5）お支払いする保険金の額の計算方法

お支払いする保険金※¹は、損害の額※²から免責金額を差し引いた額となります。

※¹ 前ページ（1）の「支払限度額」が限度となります。

※² 6、7ページ記載の「3. お支払いする保険金」をご参照ください。

5. 保険金をお支払いしない主な場合

- ①保険契約者または被保険者（補償を受けられる方。以下同様です。）の故意によって生じた損害賠償責任
- ②被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾（じょう）、労働争議に起因する損害賠償責任
- ⑤地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ⑥液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑦原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- ⑧直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合も含みます。
 - (a) 石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取もしくは吸引
 - (b) 石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - (c) 石綿等の飛散または拡散
- ⑨保険契約者、被保険者、被保険者の代理人、使用人または被保険者の同居の親族が行いまたは加担した盗取・詐取に起因する損害賠償責任
- ⑩盗取・詐取による場合を除き、自動車の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。）
⇒ 「使用不能損害補償特約」をセットすることにより、補償できます（ただし、追加保険料が必要となります。）。
- ⑪被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する損害賠償責任
- ⑫自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する損害賠償責任
- ⑬被保険者の下請負人が管理している間における自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する損害賠償責任
⇒ 「下請負人再寄託中補償特約」をセットすることにより、補償できます（ただし、追加保険料が必要となります。）。
- ⑭通常の作業工程上生じた修理（点検を含みます。）、加工の拙劣または仕上不良等による自動車の損壊に起因する損害賠償責任
（ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。）。
- ⑮自動車が法令に定められた運転資格を持たない者によって運転されている間、または酒に酔った運転者によって運転されている間に生じた自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する損害賠償責任
- ⑯被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が所有する自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する損害賠償責任

等

6. ご注意いただきたいこと (1)

【ご契約時にご注意いただきたいこと】

1. お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください。

(1) 商品の仕組み

賠償責任保険普通保険約款＋賠償責任保険追加特約＋保険法の適用に関する特約
＋自動車管理者特別約款＋各種特約

(2) 補償内容

① 保険金をお支払いする主な場合

4ページ記載の「1. 自動車管理者賠償責任保険とは」のとおりです。

② お支払いする保険金

6、7ページ記載の「3. お支払いする保険金」のとおりです。

③ 保険金をお支払いしない主な場合

10ページ記載の「5. 保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。

(3) セットできる主な特約およびその概要

セットできる主な特約は次のとおりです。詳細は各特約をご確認ください。

下請負人再寄託中補償特約、使用不能損害補償特約、初期対応費用補償特約、訴訟対応費用補償特約 等

(4) 被保険者

記名被保険者（保険申込書の記名被保険者欄に記載された方）のみが被保険者（保険契約により補償を受けられる方）となります。ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

(5) 保険期間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。また、1年間を超える長期契約や1年未満の短期契約も条件により可能です。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(6) 引受条件

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いする保険金のうち、協力費用および争訟費用については特約に別の規定がある場合を除き、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる額をいいます。お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、免責金額につきましては、保険申込書の支払限度額欄および免責金額欄にてご確認ください。

(7) 保険料

保険料（保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。）は支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

(8) 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払とがあります。一時払保険料が20万円未満のご契約で分割払を選択された場合、一時払に比べて保険料が割増となります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(9) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(10) 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払いいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。【ご契約後にご注意いただきたいこと】の「2. (2) 解約と返れい金」（12ページ）をご参照ください。

2. ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください。

保険契約者、被保険者には、ご契約時に保険申込書（当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。）の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。）。

保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」をご確認ください。

6. ご注意いただきたいこと（2）

【ご契約後にご注意いただきたいこと】

1. 万一の事故のときのお手続きについて

（1）事故にあわれたときの当社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または当社にご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は

いち早く

0120-258-189 (無料へ)

（2）保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は、取扱代理店または当社にご相談ください。

（3）示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

（4）先取特権について

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2. ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください。

（1）ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項）

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、あらかじめ（事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険料算出の基礎数値の変更（増加または減少）が生じる場合
- 保険の対象（施設・業務等）に変更（追加および削除を含みます。）が生じる場合
- ご契約時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご契約後、次に該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。

- 保険証券記載の住所または電話番号を変更する場合
- 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

（2）解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。
- 始期日から解約日までの期間に応じてお申込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。特に、初回保険料口座振替特約と、保険料一般分割払特約（または保険料大口分割払特約）をあわせてセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。
- 保険契約を解約される場合、お申込みいただいた保険料が最低保険料（保険証券に最低保険料の記載がない場合には5,000円）未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

6. ご注意いただきたいこと (3)

【その他ご注意いただきたいこと】

< 保険会社破綻時等の取扱い >

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

< 共同保険について >

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

< その他 >

○ご契約に関する個人情報は、当社「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」に基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページをご覧ください。

○取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

○このパンフレットは「自動車管理者賠償責任保険」の概要を説明したものです。補償内容は普通保険約款・特別約款および特約によって定まります。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

○保険契約者と被保険者が異なる場合には、保険申込書に被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

○ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。